

第五号様式 (昭五三農令三一・昭五三農令四九・平元農水令二七・平四農水令

四三・平一二農水令五・令元農水令一・令二農水令八三・一部改正)

表面

獣医師法による検査員証	
第 号	令和 年 月 日発行
所属	
氏 ^{ふり}	生年月日
名 ^{がな}	
右の者は、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十一条第三項の規定による検査をする職権を有することを証明する。	
所属長 職 氏	名

裏面

写	真
獣医師法（抄）	
第二十一条（第一項及び第二項省略）	
3 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿又は検案簿を検査させることができる。	
（第四項省略）	
5 第三項の規定により検査する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	